

令和3年 第6回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月24日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (2件)
議案第37号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第6回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、○○委員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
11番○○委員、12番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 237 m²
申請人 ○○
転用目的 農業用倉庫
建築面積 75.12 m²(既存)、50.53 m²(新設)
農地区分 2種農地
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請人は既設の倉庫では農機具が入りにくい状況ということで、増築するものです。6月4日に○○推進委員と共に立会をいたしました。特に問題無いと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

既存の倉庫 75.12 m²について説明していただけますか。

○喜安眞造委員

既存の倉庫で乾燥機と米調製をしています。新設の方に外に置いている農機具を収納するということです。

○議長

事務局から補足をお願いします。

○事務局

申請人は既存の倉庫については、敷地面積が2a未満であったため、許可不要案件で届出済みとなっています。今回、増築ということで、敷地面積が2aを超えますので、許可申請を出していただいております。

○議長

よろしいですか。

○○○委員

はい。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積554㎡

〇〇、畑、面積 483 m²
譲渡人 〇〇
譲受人 〇〇
転用目的 貸露天駐車場
所有権移転
農地区分 2種農地
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人はお母さんの体の具合が悪いこともあって〇〇に在住しており、今後は生活の基盤を〇〇に移す予定とのこと。譲受人は昭和10年に設立し不動産業を中心に順調に業績を伸ばしてきました。今回、事業拡大のため、本申請地を露天駐車場にしたいとのこと。二筆とも60cmほど盛土をし、一部フェンスをして活用する計画だそうです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

これは貸し先は決まっているものですか。

〇〇〇委員

申請人は申請地の近くにマンションを持っておられて、その住人の方が借りられるようです。

○事務局

貸露天駐車場への転用につきましては、駐車可能台数の半数分以上の契約書を提出していただく必要があります。今回も申請人から提出されていません。

〇〇〇委員

一般論として、3種農地の貸露天駐車場は大丈夫だと思うのですが、2種農地も可能なのですか。事務局の説明のとおり、半数以上の契約書があれば可能となれば、2種の転用が容易にできてしまうのではと心配になったのですが、甲種、1種の場合との違いはありますか。

○事務局

甲種、1種になれば代替性要件と面積要件があります。甲種では、500㎡未満で、代替性要件については、今回のケースでは、そこでないといけないという理由付けは難しいかと思えます。

○議長

他に質疑はありませんか。

○○○委員

申請人が持っている○○のマンションからは駐車場は遠いと思うのですが。

○○○委員

○○の方については、申請地の西の県道沿いのマンションの方々に、○○については、申請地より西の「○○」と表示されたマンションの方々が借りられるようです。

○○○委員

よくわかりました。

○○○委員

法律的には駐車場の契約書の提出は必要無いと思うのですが、市町によっては、3種でないと駄目だとか、2種の場合でも8割以上の契約数でないといけなかったりするという市町もありますが、松前町では、半数以上という基準であるとわかりました。

○事務局

4条、5条につきましては、許可権者が愛媛県ですので、愛媛県の運用として半数以上となっています。

○○○委員

わかりました。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 381 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 115.10 m²

使用貸借権

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

排水については○○川の分水である細い川に流すということで問題無いと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第 37 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 11 か月
利用権の設定を行う者 1 人
利用権の設定を受ける者 1 人
利用権を設定する面積 1,342 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 8,000 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 2 年 11 か月
利用権の設定を行う者 3 人
利用権の設定を受ける者 2 人
利用権を設定する面積 7,956 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,000 円

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4 年 11 か月
利用権の設定を行う者 2 人
利用権の設定を受ける者 2 人
利用権を設定する面積 4,886 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 37 号について、意義なしの方、挙手をお願いします

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。